

# 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う 特定商取引に関する法律施行令の一部改正について

令和 2 年 3 月 27 日  
消費者庁取引対策課

## 1 「仮想通貨交換業者」の改正について

### (1) 現行規定の内容

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 26 条第 1 項第 8 号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものについては、特商法を適用しないこととしているところ、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）第 5 条の規定により、当該販売又は役務の提供は「別表第二に掲げる販売又は役務の提供」としており、特商法施行令別表第 2 第 49 号において、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 2 条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者が行う同条第 7 項に規定する商品の販売又は役務の提供を規定している。

### (2) 改正の内容

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 28 号。以下「改正法」という。）第 1 条の規定により、資金決済法が改正され、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更したことに伴い、資金決済法第 2 条第 8 項に規定する「仮想通貨交換業者」が「暗号資産交換業者」に改正されることから、資金決済法第 2 条第 8 項に規定する「仮想通貨交換業者」を引用する特商法施行令別表第 2 第 49 号の規定について、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改正するものである。

この点、改正法第 1 条の規定において資金決済法第 2 条第 5 項に定める「暗号資産」の定義から「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するもの」を除く改正を行っているが、電子記録移転権利を表示するものは現行法上、資金決済法に規定する仮想通貨及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 2 項に規定するみなし有価証券の双方に該当し、これらの法律により重複して規制されるものであったことから、重複した過剰の規制を避けるために、改正法において資金決済法の規制対象となる仮想通貨の定義から電子記録移転権利を表示するものを除くとともに、電子記録移転権利の対象となる権利の売買取引には金融商品取引法が適用されることを明確化することとしたものである。

なお、特商法第 26 条第 1 項第 8 号イにおいて「金融商品取引法（昭和二十三年法律

第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る販売又は役務の提供」は特商法の訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の規定を適用しないと規定されているところ、電子記録移転権利を表示するものの売買等の取引は、金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業に係る販売又は役務の提供に該当することから、資金決済法に規定する暗号資産の定義から電子記録移転権利を表示するものを除くか否かにかかわらず、電子記録移転権利を表示するものの売買等の取引は特商法の適用除外であることには変わらない。

## 2 改元を反映させるための改正について

### (1) 現行規定の内容

特商法第26条第4項第2号により、「契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供」は、クーリング・オフ(法第9条及び第24条)の規定を適用しないとしており、「政令で定める役務の提供」については、特商法施行令第6条の3のほか、附則第3項において規定しているところ、同項第2号において、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号。以下「改正電気事業法」という。)附則第23条第1項に規定する役務の提供を規定している。

改正電気事業法附則第23条第1項は、改正電気事業法の施行日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日(平成33年3月31日)までの間のみなし登録特定送配電事業者の電気の供給義務について規定しており、当該役務の提供をクーリング・オフの適用除外として特商法施行令附則第3項第2号に規定するに当たっては、改正電気事業法等の規定を踏まえ、「平成三十三年三月三十一日までの間に限る。」としたものである。

### (2) 改正の内容

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、改元を反映させるため、特商法施行令附則第3項第2号について、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改正するものである。

## 3 上記改正についての消費者庁の見解

上記1の改正は上記のとおり、仮想通貨の定義から電子記録移転権利を表示するものを除いたとしても、電子記録移転権利を表示するものの売買等の取引は特商法の適用除外となり、特商法の適用除外の範囲に変更を及ぼすものではないこと、上記2の改正は、改元を反映させるため、単に「平成三十三年」を「令和三年」と改正するものであることから、いずれも形式的な改正にとどまるものである。

したがって、従前同様、特商法第64条第1項に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。